平成２５年（フ）第１５号
奈良市七条１丁目36番37―105号
債務者　古川　光一
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１３４５号
広島県東広島市高屋町造賀3901番地１
債務者　廣藤ひろみ
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９７号
北九州市小倉北区吉野町12番２号
債務者　田代　勇也
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８５３号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番18―1001号
債務者　川原　みさ
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２号
北九州市八幡西区町上津役西３丁目９番10号ディアスウエストＡ―202号
債務者　青柳　次被
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８号
北九州市小倉南区東水町７番18―401号
債務者　三上　慎二
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５０９号
鹿児島県鹿児島市大明丘１丁目18―７、住民票上の住所大阪府大阪市旭区中宮４丁目２番11号
債務者　吉村　恵司
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５２６号
鹿児島県鹿児島市田上７丁目９番３号　ハイツいずみ
債務者　中森ひとみ
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目27番地１　武岡市住3442号
債務者　中村　直明
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８号
鹿児島県鹿児島市吉野町3152番地３
債務者　大畑　昭雄
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１３号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目31番地１
債務者　平木　尚美
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１７号
鹿児島県鹿児島市吉野町11074―４、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市吉野町11074番地８
債務者　大栄真由美
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
北海道小樽市長橋５丁目23番３号、前住所北海道小樽市桜２丁目20番11号
債務者　須貝　尚弘
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第８号
北海道小樽市奥沢４丁目19番４号、前住所北海道小樽市奥沢４丁目19番22号　高橋方
債務者　堀　　啓二
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第９号
北海道小樽市新富町５番10号　ＡＭＳ新富Ｃ104号、前住所北海道小樽市錦町21番21号　工藤アパート２Ｆ
債務者　疋田　祐子（旧姓須貝）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１３号
北海道小樽市入船５丁目24番３号、前住所北海道小樽市入船５丁目５番25号　パラドール入船104号室
債務者　真島　一郎
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１７号
北海道小樽市花園２丁目８番３号、前住所北海道小樽市入船１丁目４番15号
債務者　田中いづみ
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部